

設 計 書		部 長	/	課 長	/	班 長	/	審 査	/	設 計	/
令和6年度 湯沢市こども計画策定支援業務											
委 託 番 号		CCM242055									
委 託 場 所		湯沢市内全域									
業務委託費 一金 円也 (内消費税及び地方消費税額 円也)											
委託業務概要	<p>《委託業務の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基礎的な地域データ及び資料の整理分析一式 ②ニーズ調査の実施一式 ③現状と課題の整理とりまとめ一式 ④需要量の推計・目標量の設定一式 ⑤こども計画骨子の作成一式 ⑥こども計画成案、概要版の作成一式 ⑦湯沢市子ども・子育て会議等の運営支援一式 ⑧基準条例等の整備に関する支援一式 										

内 訳 書

委託業務名	湯沢市こども計画策定支援業務				
項目・規格等	数量	単位	単価	金額	備考
1 人件費					
業務責任者		人日			
業務担当者		人日			
人件費合計 ①					
2 ニーズ調査関係費					
調査票配布用封筒	1,000	枚			
封入封緘作業	1,000	件			
Web回答フォームサイト構築費	1	式			
Web回答フォームサーバー使用料	1	式			
調査報告書作成費	1	式			
ニーズ調査関係費 合計 ②					

3 調査研究・計画書作成費等					
ニーズ調査回答データ入力・集計・分析費	1	式			
子ども・子育て支援事業に係る確保策・調整等	1	式			
子ども・子育て会議開催支援旅費		人			
こども計画骨子・成案作成費	1	式			
こども計画印刷費	100	部			
調査研究・計画書作成費等 合計 ③					
直接業務費計 ①+②+③					
間接費					
諸経費	1	式			
間接業務費合計					
委託費合計					千円未満切り捨て
消費税及び地方消費税額	10	%			
合計					

湯沢市こども計画策定支援業務仕様書

1. 業務の名称

湯沢市こども計画策定支援業務
(以下「本業務」という)

2. 業務の目的

本業務は、こども基本法第10条に基づく「湯沢市こども計画」(以下「こども計画」という。)を策定するにあたり、湯沢市における、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業等の状況把握や、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、計画書の調製、子ども・子育て支援会議等の運営支援などを実施し、新しいこども計画を策定することを目的とする。

3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日(閉庁日を除く)から令和7年3月31日まで

4. こども計画の期間

令和7年度から令和11年度まで(5年間)

5. こども計画策定の留意事項

こども計画は、次の点に留意して策定するものとする。

- (1) こども基本法第9条の規定に基づき国が定める「こども大綱」を勘案した内容とすること
- (2) 「第2期湯沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期湯沢市子どもの未来応援計画」の内容を包含するとともに、本市が実施する少子化対策、若者支援に関する施策を含めた計画とすること
参考URL: 「第2期湯沢市子ども・子育て支援事業計画」
<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/28/1111.html>
「第2期湯沢市子どもの未来応援計画」
<https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/27/3859.html>
- (3) 関係法令や本市の上位計画、関連計画との整合性を図るとともに、国、県及び近隣自治体などの子ども・子育て支援の動向を踏まえた計画とすること
- (4) (1)から(3)を踏まえつつ、本市の地域特性や子ども・若者施策などの実情を踏まえた計画とすること

6. 主なスケジュール

令和6年4月	契約、打ち合わせ
5月	こども計画策定方針、ニーズ調査内容の決定、実施
7月	こども計画骨子決定
10月	こども計画(案)作成

令和7年1月 パブリックコメントの実施

3月 計画決定

※ 上記スケジュールは、現時点において想定しているものであり、詳細なスケジュールは受託者と協議のうえ決定する。

7. 委託業務の内容

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国における子ども・子育て支援に関する動向、本市の概要及び社会経済的特性、子ども・子育て資源の整備状況、就学前児童及び小・中学生の現況動向及びサービスの利用状況等について、発注者、国、県及び関係機関等が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

なお、本市では令和5年度に次のアンケート調査等を実施しており、受託者に対し調査結果のデータを提供する。

- ① 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（令和5年11月）
- ② 子どもの生活アンケート（令和5年11月）
- ③ 子ども・若者育成支援にかかるアンケート（令和6年1月）

(2) ニーズ調査の実施

こども計画策定における需要量の見込みなどを設定する基礎資料とするため、子育て世帯の生活実態や、子育て施策に対する要望等に関する調査を実施し、調査結果の集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめる。

なお、具体的な調査方法、調査項目については、設問数を20問から30問程度とし、こども家庭庁からの指針等を踏まえて、受託者と協議のうえ決定する。

(ア) 調査対象者

湯沢市内在住の子育て当事者等 約1,000人程度

(イ) 抽出方法及び調査方法

発注者が住民基本台帳から対象者を抽出し、Webによる回答を求める。

(ウ) 集計・分析

調査結果は、調査対象者全体の意向を把握する「全体編（単純集計）」と、地域×年齢など、設問同士を掛け合わせたクロス集計分析による各層の特徴的な傾向を表したデータとし、調査結果報告書として提出すること。

(エ) 業務分担

発注者の業務

- ① 調査項目の検討及び修正指示
- ② 調査票の郵送及び経費負担
- ③ 調査結果報告書の確認、修正

受託者の業務

- ① 発送用封筒の手配
- ② 調査票封入、封緘作業

- ③ Web回答フォーム、回答用識別ID作成
- ④ 回答データの整理、単純集計・クロス集計の実施、分析
- ⑤ 調査結果報告書の作成

(3) 現状と課題の整理とりまとめ

(1)における資料の分析結果と(2)の調査結果及び現行計画における関連分野の施策執行状況などを調査把握のうえ、事業効果などを検証し、本市における子ども・若者や子育て世帯を取り巻く状況や課題を整理しとりまとめる。

(4) 需要量の推計・目標量の設定

前述の(1)から(3)までの調査分析結果をもとに、教育・保育提供区域を設定し、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、推計結果に、資料などから分析把握したサービス提供状況や見込み量、本市の施策進捗状況などをふまえ、計画における各種事業の目標値を設定する。

(5) こども計画骨子の作成

(1)から(4)までの調査等を踏まえ、こども計画骨子(案)を作成する。計画全体のフレーム、基本的事項、本市が目指すべき子育て支援の方向性、こども大綱との整合性などを整理して作成する。骨子案に対する審議・検討結果等に基づき適宜修正し、こども計画骨子を作成する。

(6) こども計画成案、概要版の作成

(5)のこども計画骨子を踏まえ、こども計画(案)を作成する。計画案に対する審議・検討結果等に基づき計画案を適宜修正し、こども計画成案を作成する。併せて計画の概要版も作成する。

(7) 湯沢市子ども・子育て会議等の運営支援

湯沢市子ども・子育て会議及び湯沢市こども計画策定会議(庁内検討会)の開催にあたり、資料の作成、必要な助言、会議運営などの支援を行うほか、必要に応じて、業務責任者もしくは業務担当者がオブザーバーとして出席し、説明等を行う。

なお、「湯沢市子ども・子育て会議」は令和6年度3回開催予定、「湯沢市こども計画策定会議」は5回程度の開催を予定している。

(8) 基準条例等の整備に対する支援

こども基本法、子ども・子育て支援法などの関係法令の動向や改正情報を適時に把握し、情報提供を行うとともに、当該改正に伴い、本市に関係する条例等の制定、改正等が必要な場合は、法制執務上の支援を行う。

8. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ① ニーズ調査実施に係る調査票、配布回収用封筒一式
- ② ニーズ調査結果単純集計表、クロス集計表、ニーズ調査結果報告書(電子データ納品)
- ③ こども計画骨子案(印刷用電子データ納品)
- ④ こども計画成案の概要版(A4裏表程度、印刷用電子データ納品)
- ⑤ こども計画成案(印刷物:A4判、表紙レザック、本文1色)100部
- ⑥ こども計画成案(印刷用データ)

※ 電子データはMicrosoft Excel又はMicrosoft Wordを使用するものとし、③④⑤⑥については、PDF版も加えること。

9. 納入場所

本業務の納入場所は、湯沢市子ども未来課とする。

10. 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

11. 成果の補修、修正

業務完了後、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は受託者の負担によるものとする。

12. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。

13. 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。

14. その他

こども計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、発注者と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、発注者と協議し、決定することとする。